

一般社団法人徳島県サッカー協会と公益財団法人日本サッカー協会、 一般社団法人四国サッカー協会及び各郡市サッカー協会との関係に 関する規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人徳島県サッカー協会定款第53条の規定に基づき、この法人と公益財団法人日本サッカー協会、一般社団法人四国サッカー協会及び各郡市サッカー協会との関係に関する基準を定めることを目的とする。

第2章 公益財団法人日本サッカー協会との関係

(公益財団法人日本サッカー協会との関係)

第2条 この法人は、公益財団法人日本サッカー協会の統括を受け、この法人から選出すべき公益財団法人日本サッカー協会役員を理事会において選出する。

第3章 一般社団法人四国サッカー協会との関係

(一般社団法人四国サッカー協会との関係)

第3条 この法人は、愛媛、香川、高知の各県サッカー協会とともに一般社団法人四国サッカー協会を組織する。公益財団法人日本サッカー協会の統括を受け、この法人から選出すべき公益財団法人日本サッカー協会役員を理事会において選出する。

2 この法人は、一般社団法人四国サッカー協会の規約に基づき役員を選出し、所定の任務を遂行する。

3 この法人から選出すべき一般社団法人四国サッカー協会役員は、理事会において選出する。

第4章 各郡市サッカー協会との関係

(各郡市サッカー協会との関係)

第4条 この法人は、徳島県内において各郡市のサッカーの普及及び振興を図る各郡市サッカー協会を承認し、この法人の加盟団体として統括する。

2 この法人の承認する各郡市サッカー協会の最低規模の単位を以下のとおりとする。

(1) 徳島市サッカー協会 (徳島市)

(2) 鳴門市サッカー協会 (鳴門市)

(3) 小松島市サッカー協会 (小松島市・勝浦郡・那賀郡・名東郡)

- (4) 阿南市サッカー協会（阿南市）
- (5) 吉野川市サッカー協会（吉野川市）
- (6) 名西郡サッカー協会（名西郡）
- (7) 海部郡サッカー協会（海部郡）
- (8) 板野郡サッカー協会（板野郡）
- (9) 阿波市サッカー協会（阿波市）
- (10) 美馬サッカー協会（美馬市・美馬郡）
- (11) 三好サッカー協会（三好市・三好郡）

3 この法人と各郡市サッカー協会との関係については、別に定める。

第5章 雑 則

（細 則）

第5条 この規則の実施に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1. この規則は、平成16年11月7日から施行する。
2. この規則改正は、平成18年5月10日から施行する。
3. この規則改正は、平成24年4月1日から施行する。
4. この規則改正は、平成28年4月1日から施行する。
5. この規則改正は、平成29年4月1日から施行する。